

測定評価報告書

平成17年7月22日

財団法人 北海道環境科学技術センター

1.加圧蒸気処理機排ガスのダイオキシン類毒性等量測定結果

試料名	単位	ダイオキシン類毒性等量濃度※
加圧蒸気処理機 排ガス	ng-TEQ/m ³ N	0.00015

※ダイオキシン類毒性等量は、定量下限値未満の実測濃度を0（ゼロ）としての換算値

2.排ガスに対する基準値との比較

今回の排ガス測定結果は、0.00015 ng-TEQ/m³Nであった。
本施設はダイオキシン類特別措置法に定められる特定施設には該当しない為、標準酸素濃度換算は実施していないが、参考までに、大気排出基準値で最も厳しい基準値は、0.1 ng-TEQ/m³Nであり、今回の値は、酸素濃度換算を実施したとしてもこの基準値より低い値であった。

3.参考 《基準値について》

平成12年1月15日施行されたダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準を、下表に示す。
(廃棄物焼却炉関係分)

特定施設の種類	新設施設の排出基準	既設施設の排出基準	
廃棄物 焼却炉 (火床面積 0.5m ³ 以上 又は 焼却能力 50kg/h以上)	4t/h以上	0.1 ng-TEQ/m ³ N	1 ng-TEQ/m ³ N
	2t/h-4t/h以上	1 ng-TEQ/m ³ N	5 ng-TEQ/m ³ N
	2t/h未満	5 ng-TEQ/m ³ N	10 ng-TEQ/m ³ N

註1) 廃棄物焼却炉については酸素濃度12%補正を行うこととする。

註2) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用することとする。